

東南アジアにおける投資法制

阿部 道明

中央大学法科大学院 教授

I はじめに

外国企業による投資受け入れに関する東南アジア各国（ASEAN諸国）の法制は、各国の経済や法制度の発展の歴史や程度によって大きく異なっており、また刻々と変化や進化を遂げているので最新の状況をつかんでおく必要がある。外資への対応としては各国ともに、外資に対する警戒感と国内産業保護の必要性からくる保護主義的姿勢と、雇用や技術の流入を中心とした経済の活性化のための積極的な外資誘致の姿勢という正反対のスタンスの両方を同時にとるのが通常である。前者は外資の規制となり、後者は外資の奨励（優遇措置の付与）という形をとることになる。

各国の外資に対する姿勢を考える上で当然に考えなければならないのは経済の発展度合いである。この点に関しては、まずASEANでは比較的先進地域であり世界的には中進国に位置づけられる国として、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンがあげられる。また、過去に社会主義経済をとっていたなどして比較的経済発展が遅れているものの最近の発展が著しい国として、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスのいわゆるCLMV（後発ASEAN諸国）があげられる。当然なが

らこの2群の国々の外資政策は異なっており同じ線上で議論するのは困難であるが、また各群の中でも各国による違いは大きい。そこで、ここでは、ASEAN諸国の投資法制を上記の2群に分けた上で¹、その中の各国の状況を比較する形で検討してみたい²。

II 概況

東南アジアの中進国群においては、かなり前から各国なりの外資政策がとられてきているためそれなりの安定性があると見られるが、その中でも、最近における変化が比較的少ないタイ、むしろ一旦は市場開放したものの最近は開放の後退の姿勢が見られるインドネシア、他国とは異なる独自のプミプトラを軸にしたガイドライン（行政指導的なもの）による規制の多いマレーシア、最も外資に開放的ながら優遇措置が多様で分かりにくい面も指摘されるフィリピンなどそれぞれに特徴を持っている。

一方の後発国群においては、先陣を切っているベトナムと最近の自由化後これを激しく追いあげるミャンマーが最も注目されている。これらの国では、その急速な発展と外資誘致を反映して、より魅力的な市場を目指してごく最近相次いで投資法と会社法の改正が

¹ ASEANでも先進国に位置づけられるシンガポールと、投資の少ないブルネイはここでの考察の対象から外す。

² 本稿は、拙稿『JCAジャーナル』61巻7号（2014年）～63巻8号（2016年）のうちの計19稿と64巻2号（2017年）、および拙稿『国際商事法務』44巻12号（2016年）～45巻2号（2017年）の3稿の合計23稿を参考とするものである。

なされている。これに対してカンボジアとラオスは市場規模も小さく、外資誘致はまだまだこれからという段階であるが、その中ではカンボジアの外資への姿勢が驚くほど開放的であり投資に関する内外差別もほとんどないことは注目されることである。

外資規制に関しては、明確な外資規制というスタイルをとる国と、内外共通の投資規制を行いながらその中で若干の外資特例のみを定める国とがある。また、投資奨励手続をとって奨励を受けていれば規制の緩和が認められるという形で規制と奨励がリンクしている国が多い。また、いわゆる投資優遇措置としては、税務的なもの（法人税減免、輸入関税減免など）が多いが、非税務的なものとして土地所有の優遇、外貨送金の保証などもあげられる。また、優遇措置は業種別に定められることが圧倒的に多いが、地域やゾーン別、企業の形態別に定められるものもある。以下に各国ごとの状況を考察する。

Ⅲ タイ

タイにおいては、外資規制は商務省、外資奨励は投資委員会（BOI³）というように、規制と奨励を別の官庁が担当しているのが特徴である。外資規制法として1999年外国事業法（FBA⁴）で規制対象業種を規制の強弱によって三段階に分けている。実質上許可がほとんどおこなない業種もあるが、国内企業の

競争力が弱いために規制を行っている業種についてはBOIの投資奨励があれば事業許可が取得できる。ただ、一般製造業に関してはもともと規制業種に入っていない。この外資規制を避けるために、昔から、投資スキーム上の工夫（合弁契約上の工夫を含む）、名義株、優先株、アメリカ特例⁵、日タイEPA（経済連携協定）の利用⁶などが使われているが、前二者についてはFBA違反として脱法行為と見なされるリスクもある。

BOIの奨励の法的根拠は1977年の告示から始まっており、その後は5～10年程度の間隔で改訂される布告によって示されている。許可基準は外資比率や投資額の多寡などである。タイの投資優遇措置は、以前はゾーン制（首都から遠いほど大きな優遇）であったが、最近これを改めて、事業内容の国家への貢献度を重視するようになった。このほかに、経済特別区（Special Economic Zone：SEZ）の制度、特別の優遇が与えられるタイ工業団地公社（IEAT⁷）の制度、ASEANの地域統括事業など企業活動内容による優遇措置もある⁸。外資は土地を所有できないが、BOIの優遇措置があれば所有できるようになる。

Ⅳ インドネシア

インドネシアで最初の外国投資法は1967年に制定されており、担当官庁は投資調整庁

³ Board of Investment.

⁴ FBA（Foreign Business Act）の旧法にあたる1972年制定の外国人事業法（ABL：Alien Business Law）は厳しい外資規制を定めていたのが外資からの批判が強く、それを受けてABLが改正されて、FBAが制定された。

⁵ 1966年に締結された米タイ友好通商関係条約によって、例外業種を除いては、米国人および米国企業にはABLやFBAによる外資規制が適用されないことになっており、これを他国の外資企業が利用して、信頼できる米国人に名義株主になってもらうことも行われてきた。

⁶ Economic Partnership Agreement。適用範囲が広くないので使いづらい。

⁷ Industrial Estate Authority of Thailand.

⁸ ASEAN統括としては国際地域統括本部（IHQ）。そのほかに、国際貿易センター（ITC）、貿易ならびに投資支援事務所（TISO）、物流センター（DC）、国際物流センター（IDC）。

(BKPM⁹)である。外資規制の方向性としては、20世紀末のアジア通貨危機で融資元のIMFからのプレッシャーを受けたことよってこの時期は外資への市場開放が進んだ。その後、2007年に内外投資（内資と外資）への対応を統一する投資法が制定されたが、このころからむしろ国内産業の圧力を受けて逆に外資への開放姿勢が後退する状況が発生している。インドネシアでは、具体的な規制はネガティブ・リストによって行われるが、特に最新の2014年のネガティブ・リストでは規制が強化された部分がある。中でも、衝撃的であったのは、それ以前は外資100%が可能であった卸売業（distributor）と倉庫業への外資比率が33%上限とされたことである。ネガティブ・リストは頻繁に改定が行われているが、この中で、外資比率（内資100%の要求も含む）、中小企業のために留保すべき業種、事業を行う場所の制限、ASEANからの投資の優遇などを定めている。外資比率の計算は額面で行われるので¹⁰、優先株を使った外資による実質的支配が法的に可能であるかと思われるが、実際にそのようになるかどうかははっきりしないところもある。

優遇措置に関しては様々なものが与えられるが、その内容は投資法と下位規則に書かれている。一般的に、インドネシアの投資優遇措置は、周辺諸国と比較して税務上の優遇措置が少ないと言われている。また、税務上の優遇を受けるために、多くの労働者の雇用、インフラ開発を含むこと、技術移転の促進、中小企業との提携、後進地への投資などのうちでどれか一つは条件を満たすことが要求されている。なお、BKPMとその地方機関は投

資の許認可と優遇措置の付与に関する全ての手続のためのワンストップサービス機関として機能している。インドネシアでは土地は国有であり、内資外資を問わず企業はリースを受けることとなる。

V マレーシア

マレーシアの外資規制の特徴は、その根底に独立以来とられているブミプトラ政策があることである。ブミプトラとはマレー人のみならず土着の少数民族を含んでおり、そのブミプトラに原則として企業の30%の株式を保有させようとするのが基本的なポリシーであった。投資に関する基本法は古くから制定されているが（1986年投資促進法など）、マレーシアでは実際の規制がガイドラインや行政指導の形で行われることが少なくないので不明瞭な点が残る。ただ、90年代にマハティール首相が、2020年までの先進国入りの目標を掲げて規制緩和を行ったため、ブミプトラ政策（資本と雇用が中心）は緩められた。その流れを受けて2003年には製造業の外資出資比率規制が撤廃され、さらに2010年前後にはサービス業のブミプトラ規制の大幅緩和が行われてきている。

マレーシアにおける投資優遇措置は、投資法の中に含まれており、製造業に対する様々な優遇に加えて、ASEAN地域統括会社や国際調達センターIPC¹¹などの会社の機能によるもの、投資地域によるものなどがあげられる。他のASEAN諸国と異なり土地の所有は内資外資を問わず原則として自由である。ある程度のガイドラインによる規制はあるが、

⁹ インドネシア語の略称。英語名はInvestment Coordination Board。

¹⁰ 2013年のBKPM長官規則で明記されている。

¹¹ International Procurement Centre。

製造業については土地所有に問題はない。外資の製造業が自由に土地を所有できるのはこの地域の国としては珍しい。

VI フィリピン

他のASEAN諸国と比べてフィリピンは投資の自由化が進んでいると考えられる。大筋としては、1987年オムニバス法で投資奨励が行われ、1991年外国投資法¹²(1996年改訂)で投資規制が行われている。投資規制と投資優遇を取り扱うのは投資委員会(BOI¹³)である。投資奨励のための優遇措置は幅広く認められていて進出企業にはメリットが大きい。優遇措置がいくつかの根拠法によって多様な形で行われているためにわかりにくいという側面も見られる。制度的に中心をなすのは、BOIが担当する包括的優遇措置であるが(この中で外資比率の条件もある)、経済特区庁(PEZA¹⁴)が運用する特別経済区が広く認められており、実際には日本企業を含めてこちらの恩恵を受けている企業の方が多いようである。この他に、インフラ事業を官民連携方式(PPP¹⁵)で推進しようとするBOT¹⁶法に基づくものやASEAN地域統括事業など特定の企業形態に関するものもある。

フィリピンの投資規制としては、投資法をベースにして、2、3年ごとにネガティブ・リストが改訂発行されている。一般的に、輸出型企業には外資比率制限はないし、また国内市場型の企業でもネガティブ・リストに記載されていないものについては外資100%も認められている。一方、フィリピンではアン

チダミー法という法律によって、外資比率の脱法行為が取り締まられているため、名義株についてはタイよりも規制が厳しい。さらに、最近のガイドラインの発行で優先株は使えなくなった。なお、外資は土地の所有ができない(フィリピン資本60%以上でなければダメ)ため、土地はリースとなる。優遇措置によっても土地の所有はできない。

VII ベトナム

1996年に新しい外国投資法が制定されたが、2005年にはこれが国内投資促進法と合体した共通投資法が制定された。この投資法は内資外資に等しく適用されるが、その中で出資比率の規制や許可手続の部分で内外差別を行っている。この区別がやや不明確な部分があるとの指摘もあった。共通投資法制定から約10年を経て、規制の緩和を進めてその内容をクリアにした上で、ベトナムの投資環境をさらに外国投資家にとって魅力的なものとするを目的として、2014年に新しい投資法が制定されて2015年に施行された。これまでは規制を受ける外資とは何かについて不明瞭な面があったが、新法によって、外国投資家が最初にベトナムに投資をする場合と、ベトナム企業の資本の51%以上を保有する場合などに外資規制の適用を受けるなど、規制の明確化が図られた。

ベトナムにおいては、投資に対する規制と優遇がからみ合っており、対象業種業態は、投資禁止分野、条件付で投資が可能な分野、投資優遇措置を受けるもの(条件としては出

¹² 実際には、オムニバス法に含まれていた投資規制の章を独立させたものである。

¹³ Board of Investment.

¹⁴ Philippine Economic Zone Authority.

¹⁵ Public Private Partnership.

¹⁶ Build, Operate and Transfer.

資比率など外資にのみ適用されるものも含む)、投資はできるが優遇措置を受けられない分野(投資法で禁止・制限を受けていない分野には自由に投資できると明記されている)に分けられている。投資優遇措置については、従来から定められていた事業分野によるもの、地域によるもの¹⁷に加えて新たにいくつかの特別のケースも定められた¹⁸。

投資許可手続は会社設立手続とセットで考えると従来よりもプロセスが増えて手間がかかるようになったとも評価される。また、重要なプロジェクトに関して、ルーチンの投資許可取得の前に、案件によって国会、首相、省級人民委員会のうちのどれかの事前決定を経なければならないというプロセスも付け加えられた¹⁹。なお、ベトナムでは土地の私有は認められておらず、土地の利用はリースの形によることになる。

VIII ミャンマー

ミャンマーでは、実は、意外に早い段階から法制度上は広い分野で外国投資が認められていたが、経済制裁のために限られた外資しか入っていなかった。民主化と市場開放後の2012年に新しい外国投資法とミャンマー人投資法が制定された。外国投資法、その施行規則、告示(實質上はネガティブ・リストである)で投資規制分野を設けており、その中で投資禁止分野、投資制限分野が定められている。投資制限としては、外資100%は不可

とか、合弁の要求があるとか(外資比率の条件)、一定の投資規模が要求されるとかとなっている。ネガティブ・リストにリストされていない分野は外資も100%出資が可能である。一方で、外国投資法および施行規則には、法人税や輸入関税の減免を中心として、その他土地使用権に関するもの、外貨送金に関するものなどの多くの優遇措置が定められている。これらの投資規制と投資優遇を運用するのはミャンマー投資委員会(MIC²⁰)である。

ミャンマーでは、いままで外国投資法とミャンマー人投資法とに分けて運用してきた投資規制と優遇措置を統合することとし、2016年10月に新しい統一投資法が制定された。この法律の施行は2017年4月であり、また施行規則もまだ発表されていないので詳細不明のところも少なくない。ただ、外資企業の定義が旧来のベトナム同様に曖昧であり、1株でも外資が入っていれば規制を受けるとも考えられているが、このあたりが投資法と合わせて改正作業中の新会社法²¹の施行規則で明確に定められるようである。また、ネガティブ・リストによる規制と優遇の内容は変わると思われるが、一つ注目されるのは、従来から優遇措置を受けるためには上級管理職、技能労働者などについて一定程度ミャンマー人を雇用する義務が課せられていたものが撤廃されたことである。

土地所有は内資やミャンマー人に対するごく若干の例外を除いて認められていない。外資と大部分の内資の土地所有権は投資への優

¹⁷ 経済的社会的に困難な地域とか輸出加工区、SEZなど。

¹⁸ 6兆ドン以上の資本規模を持ったプロジェクトで3年以内に6兆ドン以上を支出するもの、農村地帯で500人以上の雇用を生むもの、ハイテク・科学技術企業。

¹⁹ これは改正前も實質上は行われていたようである。

²⁰ Myanmar Investment Commission。

²¹ ミャンマー会社法は1914年にインド会社法をベースに制定されたものであり、一世紀を経て改正されるのでその内容は注目されている(現在ドラフトが公表されている)。

遇措置で認められることになる。SEZも広く開発されており、日本企業が主導してディベロッパーとなっているものとしてはヤンゴン郊外のティラワSEZ²²が有名である。

IX カンボジア

カンボジアの国内市場はベトナムやミャンマーほど大きくなく注目度は低いかもしれないが、実は外資受け入れの自由度と門戸の広さは周辺の他国と比べても顕著である。外資規制もほとんど見られず、内外共通の投資法が2003年に制定されているが、土地所有を除いては内外差別がほとんどない状況となっている。投資法の中では、若干の投資禁止分野と投資はできるが優遇措置の非適格の分野が定められており²³、優遇措置非適格の分野としては、投資金額に拘わらず非適格なものと投資金額によって優遇措置の適否が分かれるものがある。投資規制と優遇措置を担当するのはカンボジア開発評議会（CDC²⁴）であり、ワンストップサービスを担っている。SEZも積極的に展開されており、特に最もインフラの整備状態が良好であるプノンペンSEZは日系の工業団地であり、多くの日系企業も進出している。なお、土地については、内資は所有できるが、外資は所有できずリースを受けることになる。この土地の扱いが唯一の内外差別となっている。

X ラオス

ラオスはカンボジアと比べてもさらに経済

規模、市場規模が小さく、外資の注目もまだまだである。ベトナムやカンボジア同様に元社会主義国であり、当初は外資への警戒心が強かったが、これが次第に薄れてきて、さらにASEAN加盟の影響もあり、外資政策は従来の管理中心から奨励中心に舵を切っている。2010年に内外統一の投資法が制定されたが、カンボジアと異なり内外差別はある程度は存在する。投資の形態は、独資（内資または外資）、内外合弁、契約によるものに分けられる。投資優遇措置は、一般事業に対するものに加えて、コンセッション²⁵、SEZに対するものがある。投資規制として投資法に定められている事業分野の中で投資禁止分野は多くない。一方で、ネガティブ・リストは広範な分野を取り上げているが、ラオスにおけるネガティブ・リストは、投資が禁止されたり条件付けられている分野というよりはむしろ（投資はできるが）優遇措置が与えられない分野を掲げたものとなっている（controlled businessesとよばれる）。ただ、このネガティブ・リストとは別に、外資のみに適用されるいわゆる外資規制リストも存在する。この中には、一定の投資規模がなければ投資不可となる分野もある。

投資優遇措置は内外無差別で与えられている。優遇措置は政府による優先度、貧困削減への貢献度、生活向上、雇用創出等の観点から業種ごとに3つの優先順位が付けられている。また、これとは別に3つのゾーン制をとっており、首都から離れるにしたがって手厚い優遇措置が与えられるようになっていく。この二つの基準を絡み合わせて9つの

²² 三菱商事、丸紅、住友商事によって2014年から販売開始されている工業団地である。

²³ ここでの条件の中に出資規模は見られるものの、外資比率に関するものがほとんど書かれていないのが特徴である。

²⁴ Council of Development of Cambodia.

²⁵ コンセッションとは、事業活動を開発し遂行するために法令に従って、政府の所有権やその他の権利を利用すべく政府が許可した投資活動を指し、土地、鉱物、電力、航空、情報通信、保険、金融などの分野の権利を含むとされている。

マトリックスを作って優遇措置のレベルが決められている。ラオスにおいては、一般投資事業案件は、現在は商工省が取り扱っている。これに対して計画投資省が取り扱うコンセッション事業は主にインフラ系セクターに優遇が与えられるものであり、また、これとは別にSEZも存在して特別の優遇措置が認められている。有名なSEZはサワン・セノSEZであり、これはラオス南部を横断してベトナムとタイをつなぐ東西経済回廊に位置しており、日本の援助による2006年の第2メコン友好橋の開通を契機として入居が進んでいる。なお、ラオスでは土地の私有は認められておらず、内資外資ともにリースを受けることになる。

XI おわりに

以上で考察してきたように、各国とも投資法制の基本は、投資規制（外資規制）と投資奨励の方策を両輪として、国内産業の保護と外資誘致のバランスをとりながら外資政策を進めてきていることである。今後も基本的にはこの方向性が変わることはないが、域内諸国間で外資誘致に関する競争が見られるとすればベトナムとミャンマーであろう。両国では最近相次いで新しい投資法と会社法の制定が行われている。一方で、中進国群は各国ともそれぞれの国内事情による固有の外資政策を展開してきており、急激な変化や自由化が見られる状況とはなっていない。ただ、この地域に新たに進出する企業および現在進出している企業にとって投資法制と企業法制の動向は極めて重要であり、今後とも適宜ウォッチしていきたい。